

会員のみなさまへ

輪島商工会議所

新型コロナウイルスに関する情報について

(令和2年4月28日現在)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当所事業運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関する情報について、下記の通りご案内致します。なお、最新情報については、下記 URL より国・県・市の情報を確認することができます。当所 HP でも掲載しておりますのでご活用下さい。
当所までご相談いただきますようお願い申し上げます。

【経営のご相談】

□輪島商工会議所「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」

新型コロナウイルスによる事業への影響など経営に関する相談や情報提供を行なっています。

輪島商工会議所 中小企業相談所 TEL 0768-22-7777 (平日 8:30~17:15)

□雇用調整助成金 個別相談会を実施します

日時 5月18日(月) 13:00~17:00

6月 1日(月) 13:00~17:00

場所 輪島商工会議所

内容 雇用調整助成金の申請方法等、社会保険労務士の指導を受けられます。

申込 電話でご予約を承ります。

【国・県・市の支援策等 最新情報】

経済産業省の支援策 (持続化給付金の情報も掲載されています)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

経済産業省：新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ (パンフレット)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf> (4/27 10:00 更新)

厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html

石川県：新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kansenkakudaibousikyoryokukin.html>

輪島市：新型コロナウイルス感染症関連情報

<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/covid/2020042000019/>

【助成金・補助金等に関する情報】

① 【国】持続化給付金 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給します。（法人 200 万円・個人事業者 100 万円、要件あり）
 なお、令和 2 年度補正予算の成立を前提としています。（商工業に限らず要件を満たす幅広い業種が対象です。）
 現在、パンフレットでは申請方法・必要書類等が案内されています。別添資料をご確認ください。

② 【石川県】新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小企業及び個人事業主に対し、協力金を支給いたします。

＜支給額＞ 1 事業者あたり 50 万円（個人事業主の場合は 20 万円）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kansenkakudaibousikyouryokukin.html>

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金・中小企業支援相談センター076-225-1920

③雇用調整助成金の特例措置・対象拡大 お問合せ 石川労働局 職業対策課 TEL 076-265-4428

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成する助成金。
 今般、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例措置、対象拡大が行われます。

厚生労働省：新型コロナウイルス 雇用調整助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※4月1日より、特例措置が更に拡大されました。

助成内容 助成率 中小企業 2 / 3 → 4 / 5 大企業 1 / 2 → 2 / 3

解雇を行わない場合 中小企業 9 / 10 大企業 3 / 4

支給限度日数 1年間で100日（3年間で150日）＋対象期間

④小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されます。（4月1日～6月30日に就業できなかった日が対象）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（詳細版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html（委託を受け個人で仕事する方）

申請先 学校等休業助成金・支援金受付センター

お問合せ 学校など休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00（平日・土日祝日）

⑤小規模事業者持続化補助金（輪島商工会議所まで提出・期限あり、お問い合わせください）

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組に対し50万円を上限に補助金（補助率：2 / 3）が出ます

https://r1.jizokukahojokin.info/files/8915/8796/3000/koubo_r1_ver4.pdf

日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275

国民生活事業 TEL 076-263-7191

④新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※特別利子補給制度対象

新型コロナウイルスの影響により、一時的に売上減少など業況が悪化している中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）の資金繰りを支援する融資制度。（新設）

信用力・担保にかかわらず、一律金利とし3年間は金利引き下げを行いません。

要件	最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期を比較して、5%減少の方 ※業歴3ヵ月～1年1ヵ月未満の方は、最近1カ月の売上高が過去3ヵ月
限度額	中小企業3億円、小規模事業者6,000万円（別枠）
融資利率	当初3年間 基準金利より▲0.9% （利下げ限度額 中小企業1億円、小規模事業者3,000万円）
融資期間	設備20年以内、運転15年以内（据置5年以内）

⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※特別利子補給制度対象

生活衛生関係の事業を営んでいる方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたしており、次の要件に該当する方の資金繰りを支援します。

要件	①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較し5%以上減少している方 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかを比較して5%以上減少している方 ・過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 ・令和元年12月の売上高 ・令和元年10月から12月の平均売上高
限度額	6,000万円
融資利率	当初3年間 基準金利より▲0.9% （利下げ限度額 中小企業1億円、小規模事業者3,000万円）
融資期間	設備20年以内、運転15年以内（据置5年以内）

⑥マル経融資の拡充（新型コロナ関連） ※特別利子補給制度対象

新型コロナウイルスの影響により、売上が減少した小規模事業者に対し、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間通常の金利から0.9%引き下げる。加えて、据置期間を運転3年以内、設備4年以内に延長する。

要件	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方。商工会議所の経営指導を受けている方。
限度額	通常のご融資額（2,000万円）+別枠1,000万円
融資利息	当初3年間 1.21% R2.4.13現在 -0.9%（別枠の1,000万円）
期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
お問合せ	輪島商工会議所 22-7777

※特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った事業者のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、売上が激減した事業者に対し、利子補給を行ないます。

適用対象 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行なった中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（フリーランス含む、小規模に限る）：要件無し
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高 15%減少
- ③中小企業者（①②を除く事業者）：売上高 20%減少

期間 借入後当初 3年間

補給上限 中小企業 1億円、小規模事業者 3,000万円

申請方法、具体的な手続きについては、詳細が決まり次第、お知らせします。

県制度融資

お問合せ 石川県経営支援課 TEL 076-225-1521

⑦経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件拡充

新型コロナウイルスの影響により、資金繰りに支障が生じる事業者への一層の資金繰り対策として、要件等を拡充します。

- 要件**
- 【1】最近3ヵ月間の売上高又は販売数量が前年同期に比して3%以上減少
 - 【2】売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1ヵ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにも関わらず、製品等の価格に転嫁できないもの
 - 【3】新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して3%以上減少しているもの ※今回追加要件

金利 要件(3)の場合、固定で1.0%以内

限度額 8,000万円

期間 7年以内（うち据置期間2年以内）

保証料 セーフティネット4号認定の場合0.5%、5号認定の場合0.4%

⑧新型コロナウイルス感染症特別融資の創設

新型コロナウイルス感染防止に伴う大規模イベント自粛要請等により、急激かつ大幅に影響を受けた事業所に対する、新たな資金繰り対策を講じます。

要件 最近2週間～1ヵ月程度の売上高が前年同期に比して20%以上減少している

金利 1.0%以内

限度額 8,000万円

期間 10年以内（うち据置期間3年以内）

保証料 0%（県が保証料全額負担）